

(平成23年5月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和56年2月から61年3月まで

申立期間①については、会社を退職する際に総務担当者から、「田舎に帰ったらしばらくは働かないだろうから、まとめて払っておきなさい。」と言われ、帰郷後の昭和51年10月頃に、6か月分の国民年金保険料を納付した。

申立期間②については、会社を退職し結婚する前に、両親から「年金を払っておかないと、年を取ってからもらえなくなるよ。」と言われたことを覚えており、毎月、近くの金融機関で納付していたはずである。

このため、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、事業所退職後、転居した町において、昭和51年10月1日付けで国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間①を含む同年10月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたことが特殊台帳及び町の国民年金被保険者名簿により確認できることから、申立人の国民年金の被保険者資格は、申立人がその後に転居した市において、54年12月27日付けで、当該申立期間中の52年1月21日に遡って喪失処理（理由：厚生年金保険加入）が行われていたことが同市の国民年金被保険者名簿により確認できるが、申立期間①当時において、申立人の厚生年金保険の加入記録は見当たらないことから、同市における申立人の国民年金被保険者資格の喪失処理は誤ってなされたものと考えられる上、特殊台帳には当該期間の保険

料の納付済みの記録は確認できるものの、国民年金保険料が還付された形跡は見当たらない。

一方、申立期間②について、申立人に対しては、申立期間②直後の昭和 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者資格取得者として新たに国民年金手帳記号番号が付与されている上、申立期間②は 62 か月間と長期間であり、かつ、56 年 2 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格喪失後、61 年 4 月に国民年金被保険者資格（第 3 号）を再取得するまでの間、同市において国民年金の再加入手続が行われた形跡が無く、オンライン記録においても未加入期間となっていることを踏まえると、申立期間②の国民年金保険料を納付できなかったものとするのが自然である。

また、申立人が、申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和25年7月5日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年11月13日から24年3月12日まで
② 昭和25年6月22日から同年7月16日まで
③ 昭和36年10月15日から同年11月26日まで
④ 昭和37年3月9日から同年5月19日まで
⑤ 昭和37年5月20日から同年6月13日まで
⑥ 昭和37年6月20日から同年8月20日まで

申立期間①及び②については、私が昭和23年11月から28年4月までの間、A社所有の複数の船舶で機関員、甲板員等として勤務していたにもかかわらず、船員保険の加入記録が無い。しかし、私の船員手帳により、私が両申立期間中、それぞれ申立事業所のB船舶、C船舶に乗船していたことが分かる。

申立期間③、④、⑤及び⑥についても、私の船員手帳により、それぞれA社のD船舶、E社のF船舶、再びA社のD船舶、G社のH船舶に乗船していたにもかかわらず、船員保険の加入記録が無い。

申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社が保管している人事記録から、申立人が申立期間②を含むこととなる昭和24年3月10日から28年4月11日までの間、当該

事業所に在籍していたことが確認できる。

また、オンライン記録及び申立人に係る船員保険被保険者台帳により、申立人のA社に係る船員保険の被保険者資格記録は、昭和24年3月12日から25年6月22日となっている。

しかしながら、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は、昭和25年6月22日ではなく、同年7月5日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の被保険者資格の喪失日を昭和25年7月5日とする届出を社会保険事務所（当時）に行っていたことが認められることから、申立人の資格喪失日を同日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、被保険者名簿に記載されている昭和25年6月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①及び申立期間②のうち昭和25年7月6日から同年7月16日までの期間、申立期間③及び⑤については、申立人の妻が保管している船員手帳により、申立人が各申立期間中、A社所有の申立船舶の船員として雇い入れられていることが確認できる。

しかし、これらの期間については、A社では、前述の人事記録以外には、当時の関係資料を保管していないことなどから、当該期間における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等はいずれも不明と回答している。

また、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿に記載されている複数の元同僚が、「私はA社の雇い入れから3か月ほど経過するまで、船員保険に加入させられなかった。」などと供述していることを踏まえると、申立事業所では各申立期間当時、従業員の一部をその雇入期間のとおりには船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間①、③及び⑤については、前述の船員保険被保険者名簿では、各申立期間に申立人の氏名は無い上、このうちの申立期間③及び⑤には、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

次に、申立期間④については、前述の船員手帳により、申立人がE社所有の申立船舶の船員として雇い入れられていることが確認できる。

しかし、E社は、昭和39年4月23日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本では、当該事業所は平成12年11月29日付けで清算終了登記されていることが確認できる上、当時の元事業主も既に死亡していることなどから、申立期間④における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、前述の船員手帳、及び申立事業所に係る船員保険被保険者名簿のいずれにも記載されている元船長は、「申立人は臨時扱いであったので、船員保険には加入していないと思う。」とするとともに、別の元同僚は、「私は昭和

34 年頃に申立事業所の船員として雇われたが、約 3 年間は船員保険に加入させてもらえなかった。」と供述している。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立期間④において申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

最後に、申立期間⑥については、前述の船員手帳により、申立人が G 社所有の申立船舶の船員として雇い入れられていることが確認できる。

しかし、G 社は、平成 13 年 4 月 2 日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっている上、現存する当該事業所では、当時の関係資料を保管していないことなどから、申立期間⑥における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、前述の船員手帳、及び申立事業所に係る船員保険被保険者名簿のいずれにも記載されている元船長は、「臨時扱いであった申立人が船員保険に加入していたかどうかは分からない。」とするとともに、別の元同僚は、「申立事業所では、臨時の雇入期間は原則、船員保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立期間⑥において申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間③、④、⑤及び⑥については、申立人はこれらの申立期間を全て含む昭和 36 年 4 月から 37 年 8 月までの間、国民年金に加入し、同保険料を現年度で納付していることが確認できる上、申立期間①及び申立期間②のうち 25 年 7 月 6 日から同年 7 月 16 日までの期間、申立期間③、④、⑤及び⑥において、申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び申立期間②のうち昭和 25 年 7 月 6 日から同年 7 月 16 日までの期間、申立期間③、④、⑤及び⑥に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成5年5月は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記の訂正後の標準報酬月額に基づく船員保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく船員保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年4月1日まで

申立期間に係る標準報酬月額については、私が申立事業所の給与から控除されていた保険料額に見合う金額に比べ低くなっている。

このことは、私が保管している給与支給明細書で分かるので、申立期間について、保険料控除額に見合う標準報酬月額に係る記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が保管している給料支給明細書において確認できる船員保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成5年5月は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は、平成13年7月1日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっているなど、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成5年4月及び同年6月については、前述の給与支給明細書により、船員保険料控除額及び報酬月額が共に確認できるものの、これらに見合う標準報酬月額の低い方の額が、オンライン記録上のものに比べて、いずれも低額と認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成5年7月から6年3月までの期間（計9か月間）について、申立人は、当該期間に係る保険料控除額を確認できる関連資料等を保管していないとともに、前述のとおり、申立事業所は既に適用事業所ではなくなっており、元事業主等とも連絡が取れないことなどから、申立期間における保険料の控除状況等が不明であり、記録の訂正を行うまでには至らない。

さらに、オンライン記録では、当該期間の標準報酬月額が遡及して取り消されたり、より低額な金額へと訂正された形跡などは確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和57年12月14日）及び資格取得日（昭和58年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月14日から58年6月1日まで

私は、昭和54年4月から61年2月までの間、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、この途中となる申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は申立事業所の事務員として、その業務内容も変わりなく、また、申立期間中も途切れることなく働いていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が昭和54年4月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、57年12月14日に資格を喪失後、同一の厚生年金保険の記号番号で58年6月1日に資格を再取得しており、申立期間に係る加入記録が無い。

しかしながら、申立事業所は、平成7年6月30日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、元事業主は、「申立人は申立期間当時、本社事務所とは異なる別の事務所に常時配置していた二人の従業員のうちの一人である。申立人を申立期間当時、約半年間も休ませた覚えはない。」などと供述している。

また、申立人及びこの元事業主が共に氏名を挙げた元同僚も、「申立人は、私と一緒に、本社事務所とは別の事務所で同じ業務に従事していた。申立人が途中で約6か月間も休んだことなどはなかった。」旨供述している。

さらに、オンライン記録等では、申立事業所における全被保険者延べ14人（申立人を除く。）のうち、厚生年金保険の被保険者資格記録が途切れている者は皆無である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所に係る社会保険事務所（当時）の、昭和57年11月及び58年6月の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る申立期間における保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、前述のとおり、既に適用事業所ではなくなっている上、元事業主も当時の関係資料を保管していないことなどから、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。しかし、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

鹿児島国民年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から同年8月まで

申立期間については、私の父が、国民年金への加入は国民の義務だと言って、国民年金の加入手続を行い、保険料も納付してくれた。年金手帳に書いてある国民年金の加入期間の保険料は、私の父が全て納付してくれたと思うので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年9月1日以降にA市に払い出され、同市の国民年金被保険者名簿の得喪年月日欄に「48.4.1強制」、「56.11.30任意」及び処理年月日欄に「56.11.30」の記載が確認できることから、申立人は、56年11月30日に国民年金の加入手続を行い、短期大学卒業直後の48年4月1日に遡って国民年金の被保険者資格（強制）を取得するとともに、56年11月30日に同任意資格を取得したものと推認でき、当該加入手続を行った時点では、申立期間は、未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親からは、申立人の国民年金の加入手続等について聴取できないため、当時の状況が不明であるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 4 月か 5 月頃に、A 町（現在は、B 市）から国民年金保険料が未納であるとの連絡を受け、兄に車で送ってもらい、役場で保険料を納付した。納付した金額や期間については覚えていないが、確かに国民年金保険料を支払ったことを覚えているので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 58 年 4 月か 5 月頃に A 町役場から連絡を受けて、未納期間分の保険料を納付したと述べているところ、申立期間当時、居住していた C 市の国民年金被保険者名簿では、57 年 8 月 28 日に D 市に転出したことが記載されているものの、同年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格喪失後、申立人が、C 市において、国民年金の加入手続を行った形跡は見られない上、58 年 3 月 28 日に A 町に転入した後においても、申立人が国民年金の加入手続を行った形跡は確認できないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかったものとするのが自然であるほか、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、A 町において、昭和 60 年 12 月に国民年金に再加入していることが確認できるが、当該再加入の時点において申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険

料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 716

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から 48 年 3 月まで

私が 20 歳になった頃、私の母が、私の国民年金の加入手続を行い、両親、私及び兄 2 人の家族 5 人分の国民年金保険料を集金人（納付組織の組合長）に納付していた。年金手帳には、昭和 46 年 2 月から国民年金に加入していることが記載されており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 12 月 1 日に市に払い出され、翌 51 年 4 月 15 日に国民年金の加入手続を行い、20 歳に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが市の国民年金被保険者名簿により確認できるところ、当該加入手続時点で、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当初から 47 年 7 月までは、厚生年金保険の被保険者として申立人の家族とは別の県に居住していたことが戸籍の附票等で確認でき、申立人の主張と異なっているほか、当該記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、家族 5 人分（両親、申立人及び兄 2 人）の国民年金保険料を集金人に納付していたと述べているが、その 2 人の兄の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和 48 年 10 月 3 日に連番で市に払い出されていることが確認できることから、申立期間当時、申立人を含む家族 5 人分の国民年金保険料を集金人に納付していた可能性は低い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金の加入

手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親からは、申立人の国民年金の加入手続等について聴取できないため、当時の状況が不明であるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭 和 45 年 9 月 から 48 年 3 月 まで

申立期間当時の勤務先の事業所で、「20歳になったら国民年金保険料を強制的に納付しなければならない。」と聞いた記憶があり、国民年金保険料は、その事業所が給料から差し引いて納付してくれていたと思う。40年前のことであり、領収証や給与明細書など納付したことを証明するものは無いが、事業所が国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年1月30日に市に払い出されていることが確認できるとともに、昭和48年度の国民年金保険料が49年3月4日に納付されていることが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、当該加入手続を行った時点では、申立期間の大部分は、時効により保険料を納付できない期間である上、市の国民年金被保険者名簿の納付記録欄にも申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した記録が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が明確でないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 718

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間当時は、仕事をしていたので、国民年金保険料を納付できないような状況ではなく、免除申請を行った記憶も無い。国民年金保険料を納付することは義務だと思っていたので、毎月、市役所の窓口で納付していたはずであり、申立期間の国民年金保険料が申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 8 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間の直前まで国民年金保険料を欠かさず納付していることが確認できるものの、申立期間に係る市の昭和 57 年度から 60 年度までの各年度の国民年金保険料徴収簿及び納付組織別徴収簿には、納付済みの検認印は見られず、申立人の免除申請が承認されたことを示す「4自3至申免承認」の記載が確認できるのみである上、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「当時は、免除申請の制度も知らず、免除申請を行った記憶は無いが、誰かが行ったかもしれない。」と述べており、申立期間当時、申立人と同居していた母親（世帯は申立人と別扱い）は、過去において複数回、免除申請の事跡がある上、申立期間の一部である 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間が申請免除期間となっていることが、市の国民年金保険料徴収簿により確認できることを踏まえると、その母親が申立人に代わって免除申請を行ったものと考えるのが自然であるほか、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 8 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

申立期間①については、平成 6 年 6 月から 8 年 3 月までの間、A 社の職員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間②については、平成 8 年 4 月から同年 5 月までの間、B 社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が、両事業所において、それぞれ平成 8 年 3 月 31 日まで、同年 5 月 31 日まで働いていたことは間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A 社で平成 8 年 3 月 31 日まで勤務していたと主張しているものの、現在の C 社が保管している申立人に関する人事記録では、申立人の申立事業所における退職日は同年 3 月 30 日付けとなっていることが確認できる。

また、C 社では、申立人の雇用期間は平成 8 年 3 月 30 日までであり、厚生年金保険の資格喪失日は翌日の 3 月 31 日になるため、申立人の 3 月分の保険料は発生せず、申立期間①の厚生年金保険料は、申立人の給与から控除していない旨回答している。

次に、申立期間②については、申立人は、B 社で平成 8 年 5 月 31 日まで勤務していたと主張しているものの、雇用保険の記録では、申立人の申立事業所における離職日は同年 5 月 30 日付けとなっていることが確認できる。

また、申立事業所は、平成 8 年 12 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所

ではなくなっており、当時の元事業主も既に死亡しているとともに、元同僚の供述によって当該事業所の社会保険事務を担当していたとする元事業主の妻は、「私は社会保険事務を担当していたことはない。また、当時の申立人の勤務状況、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は分からない。」旨供述していることなどから、申立期間②における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、オンライン記録上の申立事業所における元同僚8人から聴取したものの、申立期間②における申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無について供述等を得られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。